

平成30年7月豪雨による被害への対応に関する指定都市市長会要請（案）

平成30年7月豪雨により、各地で、河川の氾濫、大規模な浸水、土砂崩れが発生し、多くの尊い人命を奪うとともに、負傷者や住家の損壊など、甚大な被害をもたらしました。

こうした中、被災地では、被災者支援を行うとともに、被災状況の把握と応急的な対応に全力を挙げて取り組んでいるところですが、被災地の住民が一日も早く日常の生活を取り戻すためには、国の復旧・復興に向けた緊急かつ重点的な支援が不可欠です。

このため、国においては、被災地の一日も早い復旧・復興に向けた取組を強化、加速していただくとともに、下記の事項について、迅速かつ万全な措置を講じていただきますよう要請します。

1 被災者の生活再建への支援

被災地の住民が一日も早く日常の生活を取り戻すため、必要となる各種支援制度について、十分な財政措置を講じること。

また、被災者の生活の基盤となる仮住宅の提供について、被災の程度にかかわらず、被災家屋が実質的に居住困難となっている場合には居住が可能になるまでの間の所要経費を災害救助費の対象経費とするなど、災害救助法をはじめとした各種法令の弾力的な運用を行うこと。

なお、各種支援制度の適用範囲等については地域間で格差が生じないように配慮すること。

2 災害査定の早期実施と災害復旧事業の推進

災害復旧事業に早期に着手できるよう災害査定の一環を簡素化を行うとともに、予算を確保すること。また、原形復旧だけではなく防災力を高めるための改良復旧を積極的に推進するため、原状復旧を行う災害復旧と同等の補助率の嵩上げなどの措置を講じること。

3 災害廃棄物の処理への支援及び民有地内堆積土砂等の撤去に係る包括的な国庫補助制度の整備

大量の災害廃棄物を処理するため、被災自治体を実施する災害等廃棄物処理事業に関する予算を確保すること。

また、民有地内の災害廃棄物及び堆積土砂等の撤去については、災害等廃棄物処理事業と都市災害復旧事業の一体的な利用ができるものとなっておらず、いずれも一連の作業の一部についてしか補助の対象とされていないため、省庁の垣根を越えた包括的な国庫補助制度を整備すること。

4 鉄道事業等の公共交通の早期復旧に向けた支援

被害を受けた鉄道事業等の公共交通について、早期に復旧できるよう、交通事業者等に対する特段の配慮を行うこと。

5 農林水産業や商工業の復興に向けた支援

農林水産業者については、農業共済金の早期支払いを行うなど、今回の被災により営農意欲の減退につながらないように、営農再開に向け必要な支援をしっかりと行うこと。

商工業者については、今回の災害を理由とした事業廃止等を招かないように、特に小規模企業・中小企業の事業再開が迅速かつ円滑にできるよう、設備、通信機器の復旧や更新に対する支援等、特別の支援策を講じること。

6 観光産業に対する支援

夏から秋の行楽シーズンを迎えるにあたり、被災地への旅行需要を一日も早く回復させるため、風評被害を防止するための地域の現状に関する正確な情報発信と、誘客のための取組に対する支援を行うこと。

また、観光資源としても重要な国史跡等の文化財への被害に対して、修復に向けた早急な財政措置を講じること。

7 内水対策に係る再度災害防止のための予算制度の創設

内水浸水等による再度災害防止の観点から、内水浸水等に係る予算の大幅な増額を行うとともに、補助率のかさ上げ等も可能とする予算制度等を講じること。

8 河川改修の予算の大幅な増額

河川改修事業のうち、事業着手直前、あるいは事業計画区間内であるものの工事未着手の箇所において破堤等による甚大な被害が発生していることから、河川改修事業に係る予算の大幅な増額を行い事業のスピードアップを図ること。

また、国が保有する排水ポンプ車の台数を増やし、緊急配備のより一層の柔軟な対応を可能とすること。

9 農業水利施設の応急対応に係る支援体制の充実

農業水利施設の中には、規模の大きなため池など、地方自治体の技術・人員・予算では災害時の迅速な応急対応が困難なものがあることから、専門家や技術者、機材等を派遣する制度を始めとする災害時応急対応に係る支援体制の更なる充実を図ること。

１０ 復旧・復興に向けた財政支援

被災自治体が行う応急対策や復旧・復興対策等及び被災地を支援した自治体に係る財政負担の軽減のため、国庫補助負担金の補助率等の引上げや対象範囲の拡大、特別交付税の増額配分など、十分な財政支援を講じること。

また、そのため必要な補正予算を国において編成すること。

**平成３０年７月 日
指 定 都 市 市 長 会**